

令和7年度 福祉部の各課に対するご意見及び回答の要旨

| No. | 担当課   | 意見の要旨                                                                                                                                                                                 | 回答の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 福祉総務課 | 毎月実施しているフードパントリーのなかで、30～50代の精神疾患をかかえる方や母子家庭、高齢者など低所得者が大半を占めており、2割ほどを仮放免中のクルド人がしめています。今年は物価高のなか、食材を求める方も増えています。しかし逆に、地域住民からの食材提供は減少しており、継続が困難となっています。<br>①フードパントリーへの助成を川口として具体化してください。 | 現在のところ、助成制度を設ける予定はございません。ただし、市が行うイベントに合わせてフードドライブを実施し、集まった食材をフードパントリーの団体へ寄付するなど、現物の支援をしてまいります。                                                                                                                                                                                                                         |
| 2   | 福祉総務課 | 孤独・孤立者への支援<br>(1) 広く市民の孤独・孤立に対する関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な広報・啓発活動を積極的に行うこと。                                                                              | 孤独・孤立の問題は、生活環境や雇用環境の変化などにより誰にでも起こり得るもので、まずは、正しく理解し、孤独・孤立の問題を偏見なく「自分ごと」として捉えていくことが大切であると認識しております。<br>このため、本市では、広報誌や市ホームページなどを活用し、市民に広報・啓発しているところでございます。引き続き、効果的な周知方法を検討し、実施してまいります。                                                                                                                                     |
|     |       | (2) 県が進める官民連携プラットフォームについて、孤独や孤立を感じている方と行政とのつながりをさらに強固なものとするために、より身近な圏域でのプラットフォームを展開すること。                                                                                              | 本市では、令和5年度から埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画しているところでございますが、地域の特性や社会資源は県内の市町村ごとに多様であることから、より身近な圏域での情報共有や孤独・孤立対策にかかる協議が必要と考えております。このため、本市においても独自のプラットフォームの設置を検討してまいります。                                                                                                                                                         |
|     |       | (3) 今後実施する一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の養成の促進・普及を積極的に取り組むこと。                                                                                                                                 | 本市では、令和6年度につながりサポーター養成講座を新たに実施いたしました。まずは、地域福祉に見識のある民生委員児童委員及び市と見守り活動に関する協定等を締結している団体向けに実施したところでございます。<br>令和7年度からは、一般の市民を対象に開催するとともに、ご要望により出張講座にも対応してまいります。                                                                                                                                                             |
|     |       | (4) 社会構造の変化により家族や地域、職場などにおける人と人との「つながり」の希薄化が指摘される中、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うこと。                                                                                      | 本市では、地域におけるつながりを促進し、地域における見守り体制の構築や社会的孤立の予防に取り組んでいるところでございます。<br>具体的には、つながりサポーター養成講座の他、見守り協定事業所の拡充、移動販売を運行させることによる新たなコミュニティ創出の促進、世代や属性を問わない交流の場を新たに設置する団体に対する助成金の交付などを実施しております。また、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業において、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野の地域づくり関係の事業所に向けた研修等により、既存の対象者だけではなく、世代や属性を問わない交流の意識を醸成し、各分野の事業所における多世代、多属性交流の実践を促進してまいります。 |
|     |       | 地方公共団体を中心に生産者・食品事業者、フードバンク・子ども食堂、社会福祉協議会等の関係者が連携し、地域における円滑な食品アクセスの確保に取り組むこと。                                                                                                          | 食品アクセスの確保について、本市では市主催のイベントに合わせてフードドライブを実施しており、令和6年度は4回実施したところでございます。<br>集められた食品は、民間団体をとおして、必要な市民に分配しております。<br>今後とも機会を捉えてフードドライブを実施し、生活困窮世帯や子ども食堂運営団体等を支援してまいります。                                                                                                                                                       |

令和7年度 福祉部の各課に対するご意見及び回答の要旨

| No. | 担当課      | 意見の要旨                                                                                                                                                                                                                                                    | 回答の要旨                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 生活福祉1・2課 | 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。<br>厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できないということはありません。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。 | 生活保護制度につきましては、概要を市のホームページに掲載するとともに、生活福祉課の窓口にて制度の仕組みや申請手続きをまとめた「保護のしおり」を配置し、保護のしおりの表紙に「生活保護の申請は国民の権利です」と明示し、周知を図っております。                                                                                                      |
| 4   | 生活福祉1・2課 | 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。<br>厚生労働省は田村元厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正行いました。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県のお知らせ(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。                               | 「保護のしおり」につきましては、厚生労働省や埼玉県から発出される各通知の内容を確認の上、改訂を行っております。また、扶養義務照会につきましては、厚生労働省発出の通知に基づき申請者の意志や状況、扶養の蓋然性を十分に検討し、「扶養義務の履行が期待できない」と判断された扶養義務者については実施しておりません。                                                                    |
| 5   | 生活福祉1・2課 | 保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。                                                                                                                                                                                                             | 保護決定につきましては、原則14日間以内を目標に対応しております。ただし、収入・資産調査や扶養義務者の戸籍調査等に日時を要する場合は、30日まで遅延することがございます。また、決定後は保護費を速やかに支給できるよう努めてまいります。                                                                                                        |
| 6   | 生活福祉1・2課 | 決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。                                                                                                                               | 各福祉事務所により決定・変更通知書の様式は若干異なりますが、当所におきましては通知を受けた方が内容にご不明な点がある場合は、ご理解いただけるようケースワーカーが丁寧に説明を行っております。また、内訳欄での表記でわかりにくい場合は、ご理解いただきやすい別紙を添付して発送することもございます。今後も受給されている方がわかりやすい通知書となるよう検討を継続してまいります。                                    |
| 7   | 生活福祉1・2課 | ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。<br>厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。                                                                               | ケースワーカーの人員不足につきましては、毎年増員要望しているところでございます。当市生活保護担当課に配属された現業員において、資格を有していない新任、新人職員につきましては、当課在職中に社会福祉主事の任用資格を取得するよう努めております。また、受給されている方に不利益が起らないよう定期的な研修やケース診断会議ほか、毎日査察指導員とケースワーカー、課長や課長補佐と査察指導員と話し合いや検討を重ねながら、当課全体の資質向上に努めています。 |
| 8   | 生活福祉1・2課 | 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。<br>居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。                                                                       | 当課では生活保護を申請される方に、確実な帰来先が無くとも無料低額宿泊所への入居を強制することはありません。しかし、ご本人の意向や状況から一時的な居所として数か所の無料低額宿泊所等の情報提供を行うことはございます。また、入居者には転出の希望の有無を確認し、希望する場合は居宅生活の可否を病状調査や生活状況等により判断しています。                                                         |

令和7年度 福祉部の各課に対するご意見及び回答の要旨

| No. | 担当課      | 意見の要旨                                                                                                                                     | 回答の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9   | 生活福祉1・2課 | 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。                                              | 夏季加算の創設につきましては、本市において必要性を認識していることから、国に対し要望を行っております。<br>また、エアコン設置代につきましては、熱中症予防の観点から、現在の生活保護制度の運用見直しにより、柔軟な対応ができるよう国に対し要望を行っております。<br>エアコン電気代の補助制度を本市が独自に導入することにつきましては、現状では考えておりません。生活保護世帯とそれ以外の一般低所得者世帯の家計状況の均衡が適切に図られていることが重要と考えており、引き続き夏季加算等の要望を行いつつ、国の動向を注視してまいります。         |
| 10  | 生活福祉1・2課 | 生活保護利用者の車所有を認めている場合について、日常生活に不可欠な買い物等への自動車の利用を認めてください。                                                                                    | 障害者等の通勤や通院等のために保有が認められた自動車の場合、障害者又はその家族等のために日常生活に不可欠な買い物等に行く場合についても、社会通念上やむを得ないものとして、原則として自動車の利用を認めて差し支えないとされています。ただし、遊興のため度々使用することは望ましくないとされていることから、日々の使用状況を確認するなど、正しく利用されるよう説明に努めてまいります。                                                                                     |
| 11  | 生活福祉1・2課 | 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。                                                        | 多様な生活困窮状況に対応するため川口市自立サポートセンターにおいて生活困窮にかかるご相談をお受けするとともに、本市関係各課に同センターを案内するリーフレットとカードを備え、必要に応じて当課への相談をご案内しております。今後も地域の状況に応じた生活困窮の把握に努めてまいります。                                                                                                                                     |
| 12  | 生活福祉1・2課 | 医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。                                                                                                 | 医療移送費につきましては、保護のしおりや生活保護開始後の面接等でケースワーカーが周知に努めております。また、必要な医療にかかるための移送費は原則支給対象と考えておりますが、移送の給付手続きにおいては個別にその内容を審査することとされているため、国の医療扶助実施方式に基づき、支給可否について、適切に対応してまいります。                                                                                                                |
| 13  | 生活福祉1・2課 | 生活保護受給者に支払管理方法を指導する件<br>生活保護受給者が死亡した場合、死亡が分かった月の家賃が貴市から支払われず、大家の負担になっております。<br>つきましては、亡くなった日から1ヶ月前の解約予告とし、死亡が分かった月の家賃を支払っていただくことを要望いたします。 | 単身の生活保護受給者が亡くなった場合、制度上、死亡日の翌日を以って生活保護は廃止となります。このことから、死亡が分かった月の家賃につきましては、生活保護制度は生活保護受給者の生活を保障する制度であることから、支給日前に亡くなった場合には、支給することができません。<br>ご要望の亡くなった日から1ヶ月前の解約予告とし、死亡が分かった月の家賃を支払えるよう保護費を支給することにつきましては、生活保護の支給決定の基準が全国一律で決められていることから、本市独自の判断で行うことはできません。<br>何卒ご理解くださいますようお願い致します。 |

令和7年度 福祉部の各課に対するご意見及び回答の要旨

| No. | 担当課      | 意見の要旨                                                                                                                                     | 回答の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14  | 生活福祉1・2課 | 生活保護費の入金があるとすぐ使ってしまう生活保護受給者や、認知症のため光熱費の支払方法が分からなくなり電気等の供給が止まると管理会社のせいにする生活保護受給者がいるので困っております。<br>つきましては、生活保護受給者に支払管理方法を指導していただくことを要望いたします。 | 生活保護受給者に対しましては、常日頃、担当ケースワーカーが金銭管理を含めた生活指導を行っております。<br>生活保護費をすぐに使ってしまう受給者がおりましたら、その都度ご連絡をいただければ、担当ケースワーカーから本人に対し指導をしてまいります。そのような方につきましては、家主等と連携しながら、家賃の代理納付を検討いたしますので、併せてお知らせください。<br>また、認知症などにより光熱費等の金銭管理ができない受給者がおりましたら、成年後見制度の活用や施設入所の検討をしてまいりますので、担当ケースワーカーまでご連絡をお願いいたします。                                                                     |
| 15  | 介護保険課    | 大規模修繕工事補助金の補助対象について、地域密着型特別養護老人ホームは対象外となっているが、補助対象としていただきたい。                                                                              | 地域密着型介護老人福祉施設にあっては、当市の事業である、「川口市特別養護老人ホーム等整備事業費補助金」の補助対象外となっております。これは、小規模かつ利用者を限定してサービス提供を行う地域密着型サービスの性質に則し、市内で事業運営を行う事業者様にあつては、厳しい事業運営を強いる課題であると認識しています。<br>しかしながら、逼迫した当市の財政状況や、同補助金にかかる単価を大きく減額させていただいた経緯からも、申し訳ございませんが、直近の補助対象拡大は見込めないところです。<br>地域密着型特養にかかる大規模修繕費用については、県内の他中核市においても補助対象外となっています。今後も近隣自治体との連絡調整を図りながら、補助対象範囲の拡大について検討を進める所存です。 |
| 16  | 介護保険課    | 安全、安心の医療・看護・介護を行うため、医師・看護師などが市内で定着して勤務できるように処遇改善をしてください。<br>介護職員も介護報酬をあげて処遇改善を行い、体制の確保に努めてください。                                           | 介護職員に対しては、令和6年度時の報酬改定において、介護現場で働く職員の処遇改善分として1.59パーセントのプラス改定が図られました。さらに、本市においては地域区分の変更による報酬単価の引き上げもあったことから、これによる増収効果を見極めつつ、必要に応じて追加的な対策についても検討して参ります。                                                                                                                                                                                              |
| 17  | 介護保険課    | 介護の現場は人手不足が深刻です。高い広告費を捻出して募集をかけても人が集まりません。川口市は介護報酬改定で6級地から5級地に引き上げられましたが、東京都(1級地)やさいたま市(3級地)に挟まれ、人材確保が難しいです。人材を集められるような施策を考えてください。        | 人材確保支援策として、介護従事者の資格取得に対する補助及び介護に興味がある方の就職に繋がるよう、介護に関する入門的研修を実施しております。このほか、有償ボランティアのマッチングサービスを推進するなど、介護事業所の人材不足を解消できるよう努めているところであり、必要に応じて、追加的な対策を検討して参ります。                                                                                                                                                                                         |
| 18  | 介護保険課    | 介護保険は手・足が動けば要支援1・2。全盲の場合、手・足は動いても日常生活をする不便さは計り知れない、目や耳の不自由な方にとっても使いやすい介護保険にして欲しい。                                                         | 要支援の方は、訪問型サービスや通所型サービスなどの介護保険サービスをご利用いただけます。サービスの利用に当たっては、担当のケアマネージャー(地域包括支援センターの職員等)とご本人、ご家族で視覚や聴覚のご不安な点を含め、相談しながら適切なケアプランを作成いただくことで、状態に応じたサービスを受けることができます。                                                                                                                                                                                      |

令和7年度 福祉部の各課に対するご意見及び回答の要旨

| No. | 担当課   | 意見の要旨                                                                                                                                       | 回答の要旨                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19  | 介護保険課 | 介護保険制度について、利用料の2割負担及び3割負担の所得基準等を見直し、対象を大幅に縮小してください。65歳以上の保険料負担の引き上げを中止し、引き下げをおこなってください。また、老人保健施設の多床室の有料化など介護保険制度の改悪は中止するよう国・関係機関に働きかけてください。 | 介護保険制度の在り方につきましては、国の社会保障審議会において高齢化の進展や介護ニーズの拡大などを踏まえ、制度の持続可能性を維持する観点から見直しが図られているものと承知しております。<br>介護保険料につきましては、第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数は引き続き増加することが推計され、給付費総額につきましても、更なる増加が見込まれており、保険料の増加は避けられないところであります。しかしながら、基準額ベースで第8期が12.9%の引き上げに対し、第9期は2.9%の引き上げに抑制したものでございます。 |
| 20  | 介護保険課 | 入所希望調査票、待機者名簿、入所者実態調査の必要性について再検討いただきたい。                                                                                                     | 特別養護老人ホームの待機者調査等については、令和7年度実施分より調査時期を変更し、埼玉県が実施する調査内容と合わせました。これにより、特別な資料の作成を求めないこととしたものであり、業務負担の軽減を図りました。<br>調査結果は、介護保険行政の施策の検討および施設整備計画に役立てておりますので、ご理解のほどお願いいたします。                                                                                            |
| 21  | 介護保険課 | 無料の介護研修・介護セミナーの充実を図っていただきたい。<br>・介護技術の向上を目的とした研修の拡充<br>・精神疾患等、医療に近い介護技術を学べる研修の充実<br>・職員教育にかかる時間や費用負担の軽減                                     | ・各種団体により開催される研修・セミナー等については、日頃よりメール・市ホームページ等でご案内しております。適宜ご確認いただきますようお願いします。<br>・川口市では、介護福祉士国家試験の受験手数料、主任介護支援専門員の研修受講料に対して助成金を交付しております。<br>また、埼玉県では介護職員初任者研修の受講料及び実務者研修に係る受講料も補助されておりますので、ご活用ください。                                                               |
| 22  | 介護保険課 | 資格取得に関する費用補助をしていただきたい。<br>・介護養成学校の学費補助の増額および継続                                                                                              | 埼玉県により、将来、介護福祉士として県内の社会福祉施設等で勤務したいと考える介護福祉士養成施設の在学学生を対象に、「埼玉県介護福祉士修学資金貸付事業」として、修学資金の貸し付けが行われています。                                                                                                                                                              |
| 23  | 介護保険課 | 物価高騰対策を実施していただきたい。<br>・電気、ガス、水道料金に対する川口市独自の支援策<br>・介護保険負担限度額認定者が増加し、施設の経費負担が大幅に増加                                                           | ・依然と続く物価の高騰に鑑み、市内の介護保険事業所を対象に、支援金交付事業を実施しました。令和7年度においては、春季、冬季と2回実施しております。<br>・食事の提供に要する費用の額と基準費用額との差が生じている状況を踏まえ、厚生労働省により、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より基準費用額(食費)を100円／日引き上げる話が上がっております。                                                                                |
| 24  | 介護保険課 | 入居者入院時の空床補助をしていただきたい。<br>・入院は予測できず、医療行為ができない施設では対応に限界があるため空床補助                                                                              | 緊急入院による空床の発生や長期入院による空床管理の停滞など、予測不可能な医療的処置等の必要により、施設運営に影響を受けるかと存じます。<br>しかしながら、現時点では空床を補助する補助施策等は検討しておりません。                                                                                                                                                     |
| 25  | 介護保険課 | 留学生への生活補助をしていただきたい。<br>・電気、ガス、水道料金等                                                                                                         | 川口市では、事業者だけでなく、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者に対して、重点支援地方交付金を活用し物価高騰支援を実施しています。<br>・食料品等の物価高騰に伴う低所得世帯等(住民税非課税世帯・高齢者世帯)への支援<br>・子育て世帯への支援<br>・水道料金の基本料金を2カ月分無償とする支援<br>・キャッシュレス決済ポイント還元による支援                                                                        |

令和7年度 福祉部の各課に対するご意見及び回答の要旨

| No. | 担当課   | 意見の要旨                                                                                              | 回答の要旨                                                                                                                                                                           |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26  | 介護保険課 | 特定技能者雇用時の支援を行っていただきたい。<br>・登録支援機関への費用、各種届出にかかる費用補助                                                 | 埼玉県により、「外国人介護人材確保のための初期費用支援事業補助金」として、特定技能外国人の採用時に、登録支援機関等に支払う初期費用が補助されています。                                                                                                     |
| 27  | 介護保険課 | 施設整備や修繕費の補助拡充をしていただきたい。<br>・施設の老朽化等による事故防止のため、大規模修繕額の増額                                            | 特別養護老人ホームの大規模修繕費用の補助については、令和7年度より上限額を減額しています。<br>限りある地方財政につき、ご理解のほどお願いいたします。                                                                                                    |
| 28  | 介護保険課 | 相談員やケアマネ間の連絡協議会(情報交換会)を実施していただきたい。                                                                 | 市内の各地域包括支援センターにより定期的に開催されております。                                                                                                                                                 |
| 29  | 介護保険課 | 入居待機者ゼロ時代を見据えた施設使用の法改正を行っていただきたい。                                                                  | 今後の介護保険法の改正については、厚生労働省の動向を注視して参ります。                                                                                                                                             |
| 30  | 介護保険課 | 労基法と介護保険法の矛盾の解消(制度改正)を国に要望していただきたい。<br>欠勤は労基法で認められた権利なのに、それを使うことで介護保険法上の加算が取れなくなることについて、制度が矛盾している。 | 労働基準法において「欠勤」にかかる明記は見られず、法で認められた権利と解しません。介護保険法と矛盾点があるとは捉えられないため、国への要望はでき兼ねます。<br>なお、有給休暇の取得の他、育児休業、介護休業の取得により所定労働時間が短縮された者については、常勤の従業者が勤務すべき時間を下回っていても「常勤」として取り扱ってよい旨が通知されています。 |